

広島県告示第八百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十四年十一月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十一月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大崎下島循環線	呉市豊町久比字浜ノ崎一四九番一地从先から 呉市豊町久比字浜ノ崎二二八番九地先まで	平成二十四年十一月一日